

佐久市犯罪被害者等日常生活支援助成金について



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

市では、犯罪被害に関する相談、各相談窓口の案内などの支援を行っています。

また、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方及びその家族が、日常生活を営む上で必要な民間又は公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成し、被害からの早期回復や軽減を図ります。

対象となる犯罪被害

殺人、強盗致傷、傷害、危険運転致死傷、
および過失運転致死傷などの犯罪行為による死亡又は重傷病

対象となる方

サービス利用時および助成金申請時において市民であり①～③のいずれかに該当する方

①犯罪被害者 ②遺族 ③家族

※遺族、家族とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
および2親等以内の親族



家事、育児
介護支援

上限4,000円/時間
(上限72時間)

- ①家事援助
調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など
- ②育児援助
保育園、幼稚園等の送迎、家庭での育児など
- ③介護援助
介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助など



配食支援

上限1人1,000円/日
(利用の初日から起算して30日以内)



カウンセリング
等支援

上限5,000円/回
(上限10回)



転居支援

上限20万円/回
(上限2回)



一時保育支援

上限2,400円/回
(上限10回)



弁護士相談支援

上限5,000円/回
(上限3回)



報道対応支援

上限23万円

申請の期限

※ただし、いずれの助成金も条例施行の令和5年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害が対象

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から **1年以内**
(精神疾患である場合は、医師の診断があった日から **1年以内**)

※助成の種類により期限が異なる場合があります。

● 支援金の申請に必要な書類

遺族

全員必要なもの

- ① 交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- ② 犯罪被害申告書 (様式第2号)
- ③ 死亡診断書・死体検案書など
※死亡の年月日を証明できる書類
- ④ 住民票の写しなど
※申請時において市民であることが分かるもの
- ⑤ 戸籍の謄本または抄本など
※亡くなられた方との続柄が分かるもの
- ⑥ 振込口座の写し
- ⑦ 領収書、契約書など

該当する場合に必要なもの

- 被害者と事実婚の関係である場合
⇒その事実を認めることができる書類
- 代理人による申請を行う場合
⇒代理人であることを証明する書類

被害者 および家族

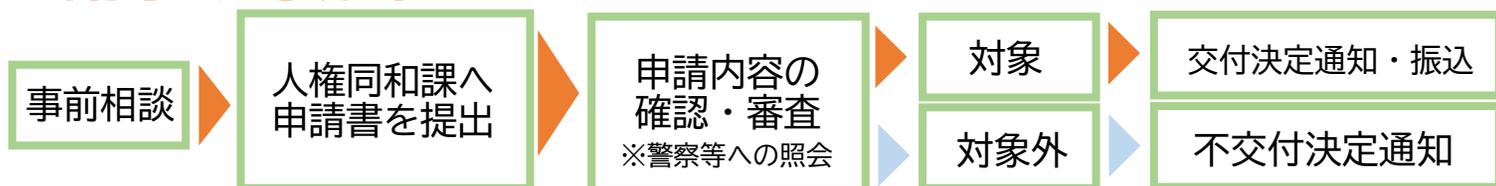
全員必要なもの

- ① 交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- ② 犯罪被害申告書 (様式第2号)
- ③ 医師の診断書
- ④ 住民票の写しなど
※申請時において市民であることが分かるもの
- ⑤ 振込口座の写し
- ⑥ 領収書、契約書など

該当する場合に必要なもの

- 被害者と事実婚の関係である場合
⇒その事実を認めることができる書類
- 代理人による申請を行う場合
⇒代理人であることを証明する書類

● 請求のながれ



注意1 助成金の返還を求める場合

- 助成金の交付の資格を有しないことが判明したとき
- 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたと認めるとき

注意2 助成対象外となる場合

- 被害者、遺族又は家族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき
- 佐久市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき
- 被害者、遺族又は家族が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないとき

※DVの保護命令が発せられていた場合や被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待と認められる場合は、助成金を交付します。

佐久市役所 市民健康部 人権同和課人権同和係

被害者相談 月～金（祝日・年末年始を除く。）8：30～17：15

〒385-8501 長野県佐久市中込3056 TEL: 0267-62-3135 FAX: 0267-64-1157

Email: jinken@city.saku.nagano.jp URL: <https://www.city.saku.nagano.jp/>